

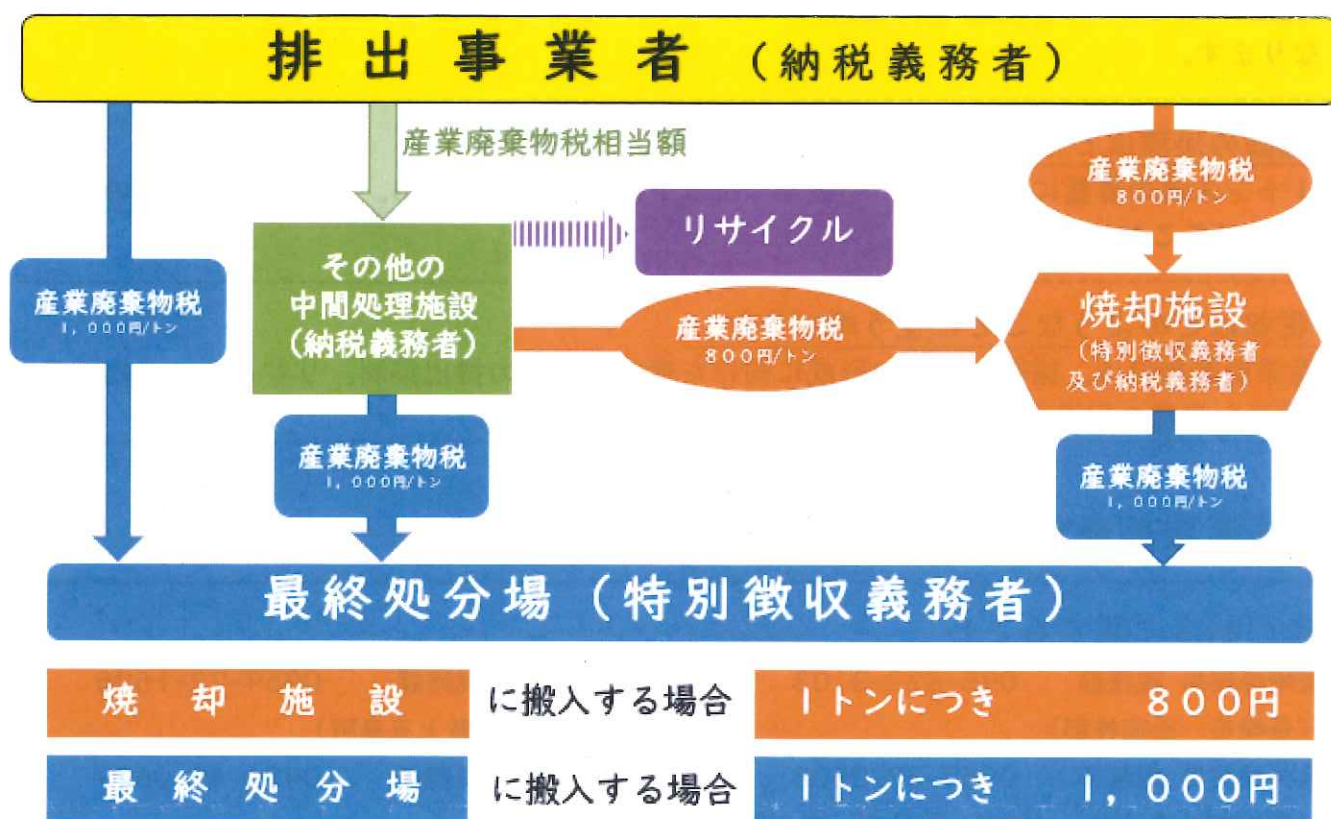
【排出事業者のみなさまへ】

長崎県産業廃棄物税のお知らせ

長崎県では、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を目的とする事業の費用に充てるため、平成17年4月1日から長崎県産業廃棄物税を導入しています。

産業廃棄物税は、排出事業者（納税義務者）が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合に焼却処理業者又は最終処分業者を通じて長崎県に納めていただき、循環型社会づくりに向けた取り組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

産業廃棄物税の課税の仕組み



【納税義務者】

事業活動によって排出される産業廃棄物を、県内の焼却施設又は最終処分場に搬入する事業者（中間処理業者を含む）が納税義務者となります。

① 処理業者に委託して処理する場合

焼却処理業者又は最終処分業者が、排出事業者から産業廃棄物の処理料金と併せて産業廃棄物税を預かり、県に申告して納めます。

② 自社の施設で処理する場合

排出事業者が自ら税額を計算して、県に申告して納めます。

よくあるお問い合わせ ~Q&A~

Q 産業廃棄物税の納税義務者は誰ですか。

A 産業廃棄物を県内の焼却施設又は最終処分場に搬入する排出事業者です。

Q 排出事業者が収集運搬料金と最終処分料金をまとめて収集運搬業者に支払い、
収集運搬業者が最終処分業者へ最終処分料金を支払う場合、納税義務者は誰ですか。

A 収集運搬業者は排出事業者から最終処分料金を預かり、代行して最終処分業者へ支払っているだけなので、納税義務者は排出事業者です。

Q 産業廃棄物の重量はどのように把握すればよいのですか。

A 焼却施設又は最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量を測定することが基本です。
重量が測定できない場合は、産業廃棄物の体積に種類ごとの換算係数を乗じて得た数字となります。

Q 端数の処理はどうなりますか。

A 1トン未満の重量については、小数第4位以下は切り捨てるため、税額は1円未満の端数は切り捨てることとなります。

Q 税金はどのようなことに使うのですか。

A 産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進その他適正な処理の促進を図る施策に活用しています。

長崎県産業廃棄物税に関するお問い合わせ先

○税の制度に関すること

長崎振興局 税務部 095-822-3103

(長崎市、西彼杵郡)

県央振興局 税務部 0957-22-0508

(島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市)

県北振興局 税務部 0956-25-5031

(佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、
東彼杵郡、北松浦郡)

長崎県 総務部 税務課 095-895-2215

五島振興局 税務課 0959-72-1575

(五島市、新上五島町)

壱岐振興局 税務課 0920-47-0629

(壱岐市)

対馬振興局 税務課 0920-52-6780

(対馬市)

○税金の使途に関すること

長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課 095-895-2373